

## 兵庫県特殊詐欺対策普及啓発業務委託プロポーザルに係る質問及び回答

番号	質問内容	回答
1	再委託について、新聞やラジオの広告枠の買付は直接業務であり、再委託となるのはコールセンター業務などを見込んでいるがその認識でよいか。	本件プロポーザルにおいてはお見込みのとおりです。 ただし、放送枠の発注にCMや番組の制作も含める場合などは、再委託に含まれることとなりますので、ご注意ください。
2	テレビ局等のCM放送枠を確保し放送することは再委託に当たらないという認識でよいか。	
3	プレゼン提案者の出席人数に制限はあるか。	特にありませんが、部屋のスペースに限りがありますのでご注意ください。
4	プロジェクターの使用可否及び機材の持込は必要か。	プロジェクターとスクリーンを用意します。その他に必要な機材があればご持参ください。
5	提案者の一部人員のオンライン参加は可能か。	可能ですが、機材の持込や接続は各社で行ってください。
6	プレゼン時に、企画書とは別に補足資料を提出することは可能か。	差し支えありません。
7	自動録音機能付電話機の購入補助事業について、14市町で実施とあるが、今後の拡充予定や計画はあるのか。	令和6年度は、県内全市町（41市町）で購入補助事業を実施する方向で調整しています。
8	キャンペーンについて、今後の予定や計画はあるのか。	場所等の詳細は今後委託者で調整しますが、県内の商業施設や商店街等において、月1回程度の実施を見込んでいます。